

スマートエネルギーネットワーク構築事業助成金交付要綱 新旧対照表
(令和5年4月改正分)

改正前	改正前
<p>スマートエネルギーネットワーク構築事業助成金交付要綱</p> <p>(制定) 令和2年8月24日付2都環公地温第1105号 (改正) 令和4年3月8日付3都環公地温第2822号 <u>(改正) 令和5年3月13日付4都環公地温第3002号</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、スマートエネルギーネットワーク構築事業実施要綱（令和2年7月14日付2環地次第2008号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第5 3に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行するスマートエネルギーネットワーク構築事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。</p> <p>(助成対象設備)</p> <p>第5条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 更新設置若しくは新規設置であるコージェネレーションシ</p>	<p>スマートエネルギーネットワーク構築事業助成金交付要綱</p> <p>(制定) 令和2年8月24日付2都環公地温第1105号 (改正) 令和4年3月8日付3都環公地温第2822号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、スマートエネルギーネットワーク構築事業実施要綱（令和2年7月14日付2環地次第2008号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第5 3に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行するスマートエネルギーネットワーク構築事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。</p> <p>(助成対象設備)</p> <p>第5条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 更新設置若しくは新規設置であるコージェネレーションシ</p>

テムから発生する熱若しくは電気を複数の建物間で融通するもの、又は既にコージェネレーションシステムを設置している建築物と接続されるものであること。なお、既に他の建築物との間で熱又は電気を融通している建築物に接続する場合は、既存エリアと新規エリア間で熱又は電気を融通することで総合効率の向上を図ること。

(交付の条件)

第10条 略

(交付決定の取消し)

第24条 略

一～五 略

2～3 略

(本助成金の返還)

第25条 略

ステムから発生する熱若しくは電気を複数の建物間で融通するもの、又は既にコージェネレーションシステムを設置している建築物(既に他の建築物との間で熱又は電気を融通している建築物を除く。)と接続されるものであること。

(交付の条件)

第10条 略

2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する、

(交付決定の取消し)

第24条 略

一～五 略

2～3 略

4 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項及び第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する、

(本助成金の返還)

第25条 略

2～4 略

(違約加算金)

第26条 略

2 略

(返還金)

第27条 略

2 略

(他の助成金等の一時停止等)

第28条 略

2～4 略

5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項から第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する、

(違約加算金)

第26条 略

2 略

3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する、

(返還金)

第27条 略

2 略

3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する、

(他の助成金等の一時停止等)

第28条 略

2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適

(財産の管理及び処分)

第 29 条 略

2～4 略

(調査等)

第 31 条 略

2 略

(指導・助言)

第 32 条 略

附則 (令和 2 年 8 月 24 日付 2 都環公地温第 1105 号)

用する、

(財産の管理及び処分)

第 29 条 略

2～4 略

5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前 4 項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する、

(調査等)

第 31 条 略

2 略

3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前 1 項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する、

(指導・助言)

第 32 条 略

2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する、

附則 (令和 2 年 8 月 24 日付 2 都環公地温第 1105 号)

(施行期日)
この要綱は、令和2年9月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則（令和4年3月8日付3都環公地温第2822号）

(施行期日)
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月13日付4都環公地温第3002号）

(施行期日)
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)
この要綱は、令和2年9月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則（令和4年3月8日付3都環公地温第2822号）

(施行期日)
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。